

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年7月31日
【会社名】	株式会社セブン＆アイ・ホールディングス
【英訳名】	Seven & i Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 最高経営責任者（CEO） スティーブン・ヘイズ・デिकास
【本店の所在の場所】	東京都千代田区二番町8番地8
【電話番号】	（03）6238 - 3000（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 最高財務責任者（CFO） 高木 哲也
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区二番町8番地8
【電話番号】	（03）6238 - 3000（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 最高財務責任者（CFO） 高木 哲也
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 299,999,995,380円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	144,927,534株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

（注）1．上記普通株式に係る自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）は2026年7月31日付の取締役会決議によります。

2．本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

3．2026年7月31日付の取締役会決議に基づき、当社は株式会社セブン・イレブン・ジャパン（以下「セブン・イレブン・ジャパン」といいます。）とともに、ソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」といいます。）、PayPay株式会社（以下「PayPay」といいます。）及びLINEヤフー株式会社（以下「LINEヤフー」といいます。）（以下3社を総称して「ソフトバンクグループ各社」といいます。）との間、並びに三井住友カード株式会社（以下「三井住友カード」といいます。）との間で、それぞれ業務提携（以下「本業務提携」といいます。）に関する契約を締結し、また、当社とソフトバンク及びPayPay並びに当社と三井住友カードとの間でそれぞれ資本提携（以下「本資本提携」といいます。）に関する契約を締結するとともに、当該3社を割当予定先とする本自己株式処分を行います。

4．振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	144,927,534株	299,999,995,380	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	144,927,534株	299,999,995,380	-

（注）1．第三者割当の方法によります。

2．発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
2,070	-	100株	2026年8月17日	-	2026年8月17日

（注）1．第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2．発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3．申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後に、当社と各割当予定先との間で総数引受契約をそれぞれ締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

4．払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本自己株式処分は行われないこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社セブン＆アイ・ホールディングス 財務企画部	東京都千代田区二番町8番地8

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 本店営業部	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
299,999,995,380	42,000,000	299,957,995,380

(注) 1. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用及びその他事務費用（有価証券届出書等の書類作成費用等）の合計です。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額299,957,995,380円の具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりです。なお、調達した資金を実際に支出するまでは、当社取引銀行の口座にて適切に管理する予定です。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
・次世代型店舗を含む新規出店や店舗改装費用 ・DX・AXによる業務効率化を含めた中長期的な成長投資 ・ID統合を踏まえた顧客データ統合や顧客接点を活かした次世代マーケティング基盤の確立に向けた投資	299,958	2026年9月～2031年2月

本自己株式処分は、ソフトバンク、PayPay、LINEヤフー及び三井住友カードとの本業務提携並びにソフトバンク、PayPay及び三井住友カードとの本資本提携を目的としたものであり、上記表中の各資金使途への調達資金の支出を通じて実現を目指す成長戦略の詳細は、以下のとおりです。

<お客様体験の進化及び店舗基盤の高度化>

当社グループは、2025年8月6日に公表した「7-Elevenの変革」（以下「変革プラン」といいます。）における持続的成長に向けた取り組みの一環として、AI・デジタル技術の一層の活用推進による新たな店舗成長モデルの構築を掲げております。消費者行動の変容を踏まえつつ、変革の基盤となる当社グループの強みにさらに投資し、競合との一層の差別化を図るためには、これらの取り組みを加速させ、お客様にとっての「コンビニエンス」を再定義し、お客様体験のより一層の進化や、店舗運営の効率化・高度化を進めていくことが肝要であると考えています。ひいては、各社との共創を通じて、生活者の日常を支えるリテール領域における次世代の生活インフラづくりに取り組んでまいります。

ID統合及びサービス基盤の相互連携を通じた顧客体験の進化

当社グループは、信頼性が高くシームレスなサービス体験を、お客様体験を支える柱の一つと考えています。そのため、本業務提携及び本資本提携を通じて、7iDのPayPay IDへの統合と両社共通の顧客基盤の構築、及びそれを踏まえたストアポイントの導入、各社との大規模な販促やアプリ領域での協業を進める予定です。また、セブン・イレブン・ジャパン、PayPay及び三井住友カードにおいては、店舗ネットワークや顧客接点を相互に活用し、顧客利便性の向上、顧客基盤の拡大についても検討してまいります。

これらを次世代マーケティング基盤として確立するに留まらず、リアル店舗と店外デジタル接点を融合し、AI・データ活用を一層推進し、便利でお得だけでなく、日常のあらゆるシーンで顧客の生活に寄り添う、パーソナライズされた顧客体験を追求することで、お客様への新たな価値創出を目指してまいります。

AI活用・DXによる店舗運営の効率化・高度化

当社グループでは、お客様体験の進化に向けてオペレーショナル・エクセレンスを一層高めていくことが不可欠であると考えています。そのため、AI・ロボティクスの活用やDXを推進し、店舗オペレーションのさらなる効率化・高度化、店舗管理業務の最適化による省人化、来店分析やサプライチェーン効率化を含むデータドリブンな店舗運営等を加速させる予定です。これにより、加盟店オーナーの皆様が、より力を発揮できる環境づくりを追求してまいります。

次世代リテールDXの推進

店舗インフラの高度化として、店舗オペレーション領域、次世代サプライチェーン領域、エネルギー領域等における最先端技術を活用し、社会・生活者・店舗・サプライチェーンのそれぞれに価値を提供する新たな事業機会の創出、及びリテール領域における次世代生活インフラ共創を推進してまいります。

これらの取り組みを、変革プランにおける持続的成長に向けた取り組みの一つとして確実に結実させるべく、当社グループの強みを活かして品質とバリューを軸としたお客様体験の進化に注力することに加え、本業務提携及び本資本提携を通じて、リアルとデジタルをシームレスにつなぐ次世代型店舗サービスを追求し、次世代の顧客体験の創出や店舗基盤の高度化を一層推進してまいります。さらに、各社の強みを相互に活かすことで、リテール領域における次世代生活インフラそのものの共創を目指すとともに、ソフトバンク、PayPay及び三井住友カードの事業成長機会の一層の拡大にもつなげてまいります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

自己株式取得並びに第23回新株予約権、第24回新株予約権、第25回新株予約権、第26回新株予約権及び第27回新株予約権の発行について

当社は、2026年7月31日付の取締役会決議において、以下のとおり、自己株式取得に係る事項について決議するとともに、株式会社セブン＆アイ・ホールディングス第23回新株予約権（以下「第23回新株予約権」といいます。）、株式会社セブン＆アイ・ホールディングス第24回新株予約権（以下「第24回新株予約権」といいます。）、株式会社セブン＆アイ・ホールディングス第25回新株予約権（以下「第25回新株予約権」といいます。）、株式会社セブン＆アイ・ホールディングス第26回新株予約権（以下「第26回新株予約権」といいます。）及び株式会社セブン＆アイ・ホールディングス第27回新株予約権（以下「第27回新株予約権」といい、第23回新株予約権乃至第27回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。）の発行を決定しております。

なお、当該自己株式取得については、2026年8月3日に株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）において買付の委託を行い、約4,000億円に相当する189,663,300株の自己株式の取得（以下「本自己株式取得（ToSTNeT-3）」といいます。）により行われます。本新株予約権は、本自己株式取得（ToSTNeT-3）においてS M B C日興証券株式会社からの取得分についての当社の1株当たりの実質的な自己株式取得価額を、本自己株式取得（ToSTNeT-3）後の一定期間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格（VWAP）に基づく当社株式の平均価格相当と等しくするための調整取引（以下「本調整取引」といいます。）の実施を目的に発行されるものであり、資金調達を目的とするものではありません。詳細につきましては、当社が2026年7月31日付で提出する本新株予約権に係る有価証券届出書をご参照ください。

(1) 取得対象株式の種類	普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	210,000,000株（上限） （発行済株式総数（自己株式を除く。）に対する割合9.07％）
(3) 株式の取得価額の総額	400,000,000,000円（上限）
(4) 取得の方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付け
(5) 取得期間	2026年8月3日

・第23回新株予約権の募集の条件

発行数	1個（第23回新株予約権1個につき37,932,800株）（上限）
発行価額の総額	新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。
発行価格	新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	2026年8月17日
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	株式会社セブン＆アイ・ホールディングス 財務企画部
払込期日	該当事項なし
割当日	2026年8月17日
払込取扱場所	該当事項なし

（注） 当社は、2026年7月31日付でＳＭＢＣ日興証券株式会社との間で本新株予約権の割当に関する契約（以下「本新株予約権割当契約」といいます。）を締結しております。ＳＭＢＣ日興証券株式会社は、本調整取引のために一定の場合を除き、本新株予約権を行使するか当社株式の無償譲渡を実施することが本新株予約権割当契約において義務付けられております。詳細につきましては、当社が2026年7月31日付で提出する本新株予約権に係る有価証券届出書をご参照ください。

・第24回新株予約権の募集の条件

発行数	1個（第24回新株予約権1個につき37,932,500株）（上限）
発行価額の総額	新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。
発行価格	新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	2026年8月17日
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	株式会社セブン＆アイ・ホールディングス 財務企画部
払込期日	該当事項なし
割当日	2026年8月17日
払込取扱場所	該当事項なし

・第25回新株予約権の募集の条件

発行数	1個（第25回新株予約権1個につき37,932,500株）（上限）
発行価額の総額	新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。
発行価格	新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	2026年8月17日
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	株式会社セブン＆アイ・ホールディングス 財務企画部
払込期日	該当事項なし
割当日	2026年8月17日
払込取扱場所	該当事項なし

・第26回新株予約権の募集の条件

発行数	1個（第26回新株予約権1個につき37,932,500株）（上限）
発行価額の総額	新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。
発行価格	新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	2026年8月17日
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	株式会社セブン＆アイ・ホールディングス 財務企画部
払込期日	該当事項なし
割当日	2026年8月17日
払込取扱場所	該当事項なし

・第27回新株予約権の募集の条件

発行数	1個（第27回新株予約権1個につき37,932,500株）（上限）
発行価額の総額	新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。
発行価格	新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	2026年8月17日
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	株式会社セブン＆アイ・ホールディングス 財務企画部
払込期日	該当事項なし
割当日	2026年8月17日
払込取扱場所	該当事項なし

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係

ソフトバンク株式会社

a．割当予定先の概要	名称	ソフトバンク株式会社	
	本店の所在地	東京都港区海岸一丁目7番1号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度 第40期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日) 2026年6月19日 関東財務局長に提出	
b．提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係		該当事項はありません。
	資金関係		該当事項はありません。
	技術又は取引等の関係		当社連結子会社であるセブン・イレブン・ジャパンは、ソフトバンクより携帯料金等の収納代行業務を委託されております。また、セブン・イレブン・ジャパンのコンビニエンスストア店舗において、ソフトバンクの子会社の発行するプリペイドカードの取扱いを行っております。

(注) 割当予定先の概要及び割当予定先との間の関係は、2026年3月31日現在のものであります。

PayPay株式会社

a．割当予定先の概要	名称	PayPay株式会社	
	本店の所在地	東京都千代田区紀尾井町1番3号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度 第8期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日) 2026年6月30日 関東財務局長に提出	
b．提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係		当社の社外取締役1名が、PayPayの社外取締役を兼任しております。
	資金関係		該当事項はありません。
	技術又は取引等の関係		当社グループは、PayPayとの間で、セブン・イレブン・ジャパンのコンビニエンスストア店舗及びセブン・イレブン・ジャパンアプリにおける決済に関して協業を行っております。

(注) 割当予定先の概要及び割当予定先との間の関係は、2026年3月31日現在のものであります。

三井住友カード株式会社

a．割当予定先の概要	名称	三井住友カード株式会社
	本店の所在地	東京本社 東京都江東区豊洲二丁目2番31号SMBC豊洲ビル 大阪本社 大阪府大阪市中央区今橋四丁目5番15号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 佐々木 丈也（2026年7月1日時点）
	資本金	34,000百万円
	事業の内容	・クレジットカード業務 ・デビットカード・プリペイドカード・その他決済業務 ・ローン業務 ・保証業務 ・その他付随業務
	主たる出資者及びその出資比率	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 100%
b．提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等の関係	当社グループは、三井住友カードとの間で、Vポイントに関する協業を行っております。

（注） 割当予定先の概要及び割当予定先との関係は、別途記載のある場合を除き、2026年3月31日現在のものです。

(2) 割当予定先の選定理由

当社グループは、世界最大級の店舗ネットワークを有するコンビニエンスストアブランドとして、変革プランに基づき、品質とバリューを軸としたお客様体験の進化に注力しております。近年、消費者の購買行動や生活スタイルが多様化し、デジタルサービスが日常生活に深く浸透する中、お客様が「コンビニエンス」に期待する価値は、単なる近さや便利さを超えて、より快適で、魅力的で、一人ひとりに最適化された体験へと広がっています。当社グループはこの変化の最前線に立ち、リアル店舗とデジタル接点を一体的に活用し、「コンビニエンス」とは何かを問い直し、日々のお買い物体験を進化させることで、お客様にとっての「ファーストチョイス」となることを目指し、グローバルでの持続的成長及び中長期的な企業価値向上に取り組んでおります。

日本においても、お客様のお買い物体験向上に向けた取り組みを推進し、これまで、カウンターフード商品のリニューアル及び拡充、「7NOW」を通じたできたて商品の提供、「セブン・イレブンアプリ」等を活用したキャンペーンの展開、決済手段の多様化等を実施し、多角的にお客様の生活シーンを支えてまいりました。今後、これらの取り組みをさらに発展させ、お客様体験の進化を、日販向上を含む店舗成長につなげていくためには、当社が有する国内最大級の2万店超の店舗網と1日あたり約2,000万人の顧客データを最大限活用することが不可欠です。短期的には、お客様にとって便利でお得な情報やサービスの提供機会を拡充し、日々のお買い物の魅力を高めることでお客様の来店・利用機会を広げ、中長期的には、AI・データアナリティクス等のテクノロジーをより高度に組み合わせ、店舗基盤の高度化に取り組むことにより、継続的な店舗成長につなげていくことが重要であると考えております。こうした方向性は、お客様一人ひとりにとっての「コンビニエンス」を再定義し、当社グループが変革プランにおいて掲げる、次世代に向けたテクノロジーとデータの活用による新たな店舗成長モデルの構築に資するものであると考えております。さらに今後、これら取り組みを通じて得られる知見をグローバルへと広げ、各地域における顧客体験の進化や店舗成長モデルの高度化につなげることで、当社グループ全体のイノベーションを加速させてまいります。

一方、ソフトバンクグループ各社は「情報革命で人々を幸せに」という理念のもと、AIをはじめとする最先端テクノロジーの社会実装を推進してきました。ソフトバンク、PayPay、及びLINEヤフーは、通信・決済・コミュニケーション等の様々なチャネルを通じてお客様の日常を支える生活インフラとして重要な役割を果たしています。また、三井住友カードは、「未来の当たり前をつくる最も先進的なキャッシュレスカンパニー」をビジョンに掲げ、幅広い顧客基盤と多様な決済サービスを有し、キャッシュレス決済領域において確固たるプレゼンスを築いています。

本業務提携において、当社グループはソフトバンクグループ各社との連携を通じて、当社グループの店舗網及びデータ基盤と、ソフトバンクが有する最先端のAI・デジタル技術、データ活用力、強固な顧客基盤を背景としたデジタルインフラ、並びにLINE及びPayPay等の国内最大級の顧客とのデジタル接点を相互に連携・融合させ、お客様にとってのお得さと利便性をこれまでにない規模で大きく高め、さらには将来に向けて店舗基盤の高度化を図り、リアルとデジタルをシームレスにつなぐ次世代の顧客体験の創出を推進してまいります。また、PayPay及び三井住友カードが有するキャッシュレス決済及びポイント連携に関する知見を活用し、顧客体験の一層のシームレス化と

利便性向上を目指してまいります。加えて、セブン・イレブン・ジャパン、PayPay及び三井住友カードにおいては、ID・ポイント連携等の協業効果を高めるための決済・ポイントサービスの連携強化、店舗ネットワークや顧客接点の相互活用等、顧客利便性の向上、顧客基盤の拡大についても検討を進めてまいります。これらの取り組みを発展させ、各社の強みを相互に活かすことで、リテール領域における次世代生活インフラそのものの共創を目指すとともに、ソフトバンク、PayPay及び三井住友カードの事業成長機会の一層の拡大にもつなげてまいります。

当社は、本業務提携及び本資本提携を通じ、ソフトバンクグループ各社及び三井住友カードとの戦略的パートナーシップをより一層深化させることが、当社グループの持続的な成長及び更なる企業価値向上に資するものと判断いたしました。加えて、各社との取り組みを安定的かつ中長期的に遂行し、継続的な成果創出につなげていくためには、単なる業務提携に留まらず、各社との関係性を明確化し、相互のインセンティブを一致させる資本関係の構築が有効であると判断し、本自己株式処分を通じた資本提携を併せて実施することといたしました。

(3) 割り当てようとする株式の数

ソフトバンク株式会社	当社普通株式	48,309,178株
PayPay株式会社	当社普通株式	48,309,178株
三井住友カード株式会社	当社普通株式	48,309,178株

(4) 株券等の保有方針

当社は、割当予定先であるソフトバンク、PayPay及び三井住友カードから、本自己株式処分により取得する当社普通株式について、各社のシナジーを実現・継続するために長期保有する方針である旨の意向を表明いただいております。また、ソフトバンク、PayPay及び三井住友カードは、当社の事前の書面による承諾を得ない限り、ソフトバンク、PayPay及び三井住友カードが保有する当社普通株式の全部又は一部について、第三者に譲渡、承継又は担保提供その他の処分（以下「処分等」といいます。）をすることができないこと（ただし、ソフトバンク、PayPay又は三井住友カードにおいて、米国銀行持株会社法（以下「BHC法」といいます。）の適用がある場合において、BHC法への抵触を回避するために当社普通株式を処分等する必要がある、かつ自らが保有する当社普通株式の処分等以外の方法によりBHC法の抵触を回避することができないときは、ソフトバンク、PayPay又は三井住友カードは、当社との合意に従い、自らが保有する当社普通株式の全部又は一部を、BHC法への抵触を回避するために必要な限度で、第三者に処分等することができる。）を当社と合意しております。なお、当社は、ソフトバンク及びPayPayが資金調達のため金融機関に対し当社普通株式を担保に供する場合、当該担保提供に関する承諾について、合理的な理由なく拒絶しないことを合意しております。

加えて、当社は、ソフトバンク、PayPay及び三井住友カードから、ソフトバンク、PayPay及び三井住友カードが本自己株式処分の払込期日から2年以内に本自己株式処分により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、それぞれ確約書を取得する予定です。

(5) 払込みに要する資金等の状況

当社は、ソフトバンク、PayPay及び三井住友カードから、本自己株式処分の払込金額の総額の払込みに要する資金が確保されている旨の口頭による報告を受けております。ソフトバンクにおいては、2026年6月19日に関東財務局長宛に提出している第40期有価証券報告書（自2025年4月1日至2026年3月31日）に記載の連結財政状態計算書により、同社が本自己株式処分の払込みに要する十分な現金及び現金同等物を保有していることを確認し、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。PayPayにおいては、2026年6月30日に関東財務局長宛に提出している第8期有価証券報告書（自2025年4月1日至2026年3月31日）に記載の連結財政状態計算書により、同社が本自己株式処分の払込みに要する十分な現金及び現金同等物を保有していることを確認し、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。三井住友カードにおいては、直近の決算公告（2026年3月期）に記載の財政状態及び経営成績を確認した結果、同社が本自己株式処分の払込みに要する十分な現預金及びその他流動資産を保有していることを確認し、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

(6) 割当予定先の実態

割当予定先各社については、以下のとおり、反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

（ソフトバンク）

割当予定先であるソフトバンクは、東京証券取引所プライム市場に上場しており、ソフトバンクが東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書（最終更新日2026年6月26日）に記載された反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を確認することにより、ソフトバンク及びその役員が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

（PayPay）

当社は、割当予定先であるPayPayの反社会的勢力に対する方針を同社ホームページにて確認しております。また、PayPayの親会社であるソフトバンクグループ株式会社が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書（最終更新日2026年7月1日）に記載された反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を確認しております。上記の確認をもって、当社はPayPay、同社の役員及び主要株主が反社会的勢力との関係を有していないものと判断しております。

（三井住友カード）

当社は、割当予定先である三井住友カードの反社会的勢力に対する基本方針を同社ホームページにて確認しております。また、三井住友カードの親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループが東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書（最終更新日2026年7月13日）に記載された反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を確認しております。上記の確認をもって、当社は三井住友カード、同社の役員及び主要株主が反社会的勢力との関係を有していないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

ソフトバンク、PayPay及び三井住友カードは、当社の事前の書面による承諾を得ない限り、ソフトバンク、PayPay及び三井住友カードが保有する当社普通株式の全部又は一部について、第三者に処分等を行うことができないこと（ただし、ソフトバンク、PayPay又は三井住友カードにおいて、BHC法の適用がある場合において、BHC法への抵触を回避するために当社普通株式を処分等する必要がある、かつ自らが保有する当社普通株式の処分等以外の方法によりBHC法の抵触を回避することができないときは、ソフトバンク、PayPay又は三井住友カードは、当社との合意に従い、自らが保有する当社普通株式の全部又は一部を、BHC法への抵触を回避するために必要な限度で、第三者に処分等することができる。）を当社と合意しております。なお、当社は、ソフトバンク及びPayPayが資金調達のため金融機関に対し当社普通株式を担保に供する場合、当該担保提供に関する承諾について、合理的な理由なく拒絶しないことを合意しております。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

本自己株式処分の払込金額につきましては、ソフトバンク、PayPay及び三井住友カードとの協議により、本自己株式処分に係る取締役会決議の日（2026年7月31日。以下「本取締役会決議日」といいます。）の直前営業日（2026年7月30日）までの1か月間における東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値単純平均である2,070円（円単位未満四捨五入。平均値の計算において以下同じ。）といたしました。

直前営業日までの1か月間における終値単純平均といたしましたのは、当社に関する情報開示・報道等が株価形成に与える影響及び業界動向や市場環境は日々変化していること等を考慮すると、直近の一定期間の平均株価が当社の企業価値を適切に反映していると考えられることによります。

当該払込金額2,070円につきましては、本取締役会決議日の直前取引日（2026年7月30日）の終値である2,233円に対しては7.30%のディスカウント（小数点以下第3位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアム率・ディスカウント率の数値の計算について同様に計算しております。）、直前3か月間（2026年5月1日から2026年7月30日まで）の終値単純平均である1,955円に対しては5.88%のプレミアム、同直前6か月間（2026年2月2日から2026年7月30日まで）の終値単純平均である2,038円に対しては1.57%のプレミアムとなります。

上記払込金額につきましては、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（2010年4月1日制定）の原則に準拠したものであり、会社法第199条第3項に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

なお、当社監査役5名（うち社外監査役3名）全員から、本自己株式処分の払込金額の決定方法は、当社の普通株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にしており、また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（2010年4月1日制定）に準拠したものであるため、当該決定方法により決定された本自己株式処分の払込金額は、ソフトバンク、PayPay及び三井住友カードに特に有利な金額には該当しないものとする当社取締役の判断について、法令に違反する重大な事実とは認められないという趣旨の意見をj得ております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分により各社に割り当てられる株式の合計は144,927,534株（議決権数1,449,273個）であり、2026年2月28日現在の当社発行済株式総数2,604,555,849株に対して5.56％（2026年2月28日現在の当社議決権個数23,139,195個に対しては6.26％）に相当し、一定の希薄化が生じます。

しかしながら、上記「募集又は売出しに関する特別記載事項」に記載のとおり、2026年7月31日に併せて自己株式取得に係る事項について決議しており、希薄化の抑制を図ります。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号	395,433,700	17.09	395,433,700	17.43
伊藤興業株式会社	東京都千代田区五番町12番地 3	212,103,012	9.17	212,103,012	9.35
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12 号	142,434,800	6.16	142,434,800	6.28
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目6 番6号 (東京都港区赤坂1丁目8番1 号)	53,017,059	2.29	53,017,059	2.34
三井物産株式会社 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	東京都千代田区大手町1丁目2 番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番 12号)	48,667,440	2.10	48,667,440	2.14
ソフトバンク株式会社	東京都港区海岸一丁目7番1号	-	-	48,309,178	2.13
PayPay株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3 号	-	-	48,309,178	2.13
三井住友カード株式会社	大阪府大阪市中央区今橋四丁 目5番15号	-	-	48,309,178	2.13
JP MORGAN CHASE BANK 385864 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15番 地1)	47,916,351	2.07	47,916,351	2.11
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区港南2丁目15番 地1)	46,922,528	2.03	46,922,528	2.07
計	-	946,494,890	40.90	1,091,422,424	48.10

(注) 1. 2026年2月28日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 当社は、上記のほか自己株式289,783,358株(2026年2月28日現在)を保有しております。なお、当該自己株式数には役員報酬BIP信託が保有する当社株式1,825,530株及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式1,203,918株は含めておりません。

3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、割当後の所有株式に係る議決権の数を、2026年2月28日現在の総議決権数(23,139,195個)に、本自己株式処分により増加する議決権の数(1,449,273個)を加算し、本自己株式取得(ToSTNeT-3)によって取得を予定している議決権数を除いた数で除した数値です。

4. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、募集株式の全部について割当予定先による払込みがあったものとして計算しております。

5. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第21期（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日） 2026年5月20日関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2026年7月31日）までに、以下の臨時報告書を提出しています。

- (1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年5月29日に関東財務局長に提出
- (2) 金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号及び同項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年6月12日に関東財務局長に提出

3【訂正報告書】

訂正報告書（上記2(2)の臨時報告書の訂正報告書）を2026年6月18日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2026年7月31日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（2026年7月31日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社セブン＆アイ・ホールディングス 本店
（東京都千代田区二番町8番地8）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】**第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項はありません。